



埼玉県発行

目次

規則

○埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則 (行政管理課)

○埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則 ()

○埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則 (行政管理課)

○埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則の一部を改正する規則 (開発指導課)

○埼玉県営住宅条例施行規則等の一部を改正する規則 (住宅課)

告示

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (西部創造東松山支所)

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (東部創造)

○埼玉県議会定例会の招集 (財政課)

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (NPO活動推進課)

○生活保護法による医療機関及び施術者の指定 (社会福祉課)

○生活保護法による指定医療機関及び指定施術者の変更の届出 ()

○生活保護法による指定介護機関及び指定介護事業者の廃止の届出 ()

○生活保護法による介護機関の指定 ()

○生活保護法による指定介護機関の変更の届出 ()

○生活保護法による指定介護機関の休止の届出 ()

○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 ()

○大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示 (商業支援課)

○県営土地改良事業赤平川地区のうち三島地区(中山間地域総合整備事業)事業計画の決定及び計画書の写しの縦覧 (農村整備課)

○所沢航空記念公園と県道さいたまふじみ野所沢線の兼用工作物の管理協定 (道路環境課)

○所沢航空記念公園と県道さいたまふじみ野所沢線の兼用工作物

の管理 (川越県土) 三二

○開発行為に関する工事の完了公告 (行田県土) 三二

○ (杉戸県土) 三二

○ () 三二

○がんセンターフラットパネル搭載デジタルマンモグラフィ装置一式の購入に関する契約の相手方等の公示 (経営管理課) 三三一

規則

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十一月二十七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第九十一号

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則

埼玉県行政組織規則(昭和四十二年埼玉県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第十条金融課の項第五号中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

附則

この規則は、平成十九年十二月十九日から施行する。

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十一月二十七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第九十二号

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則
埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則(昭和四十五年埼玉規則第一号)
の一部を次のように改正する。

第十四条ただし書中「第十二条第七項」を「第十二条第六項」に改める。
第十五条中「第七項」を「第六項」に改める。

別表第一産業労働部金融課長の項委任事務の欄中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

別表第二第十一号事務の種類欄中「信託法」を「公益信託ニ関スル法律」に、「第六十六条」を「第一条」に改め、同号知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄1中「引受け」の下に「変更、併合及び分割」を加え、同欄3中「受託者」の下に「信託財産管理者等及び信託管理人」を加え、同欄に次のように加える。

5 終了した公益信託の財産の処分を許可すること。

別表第四総務部の表県民・消費生活課の項第五号部長専決事項の欄中8を14とし、5から7までを11から13までとし、同欄4中「第三十九条第二項」を「第三十九条第四項」に改め、「同条第一項」の下に「第二項又は第三項」を加え、同欄4を同欄10とし、同欄3中「勧誘者又は連鎖販売業者を行う者」を削り、「連鎖販売業者」を「当該連鎖販売業者に」に、「若しくは」を「若しくは」に改め、同欄3を同欄7とし、その次に次のように加える。

8 法第三十九条第二項の規定に基づき、勧誘者に対し、一年以内の期間を限り、当該連鎖販売業者に係る連鎖販売取引について勧誘を行うことを停止し、又はその行う連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずること。

9 法第三十九条第三項の規定に基づき、一般連鎖販売業者に対し、一年以内の期間を限り、当該連鎖販売業者に係る連鎖販売取引について勧誘を行うことを停止し、又はその行う連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずること。

別表第四総務部の表県民・消費生活課の項第五号部長専決事項の欄2の次に次のように加える。

3 法第十五条第一項の規定に基づき、販売業者又は役務提供事業者に対し、一年以内の期間を限り、通信販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずること。

4 法第十五条第二項の規定に基づき、同条第一項の命令をした旨を公表すること。

5 法第二十三条第一項の規定に基づき、販売業者又は役務提供事業者に対し、一年以内の期間を限り、電話勧誘販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずること。

6 法第二十三条第二項の規定に基づき、同条第一項の命令をした旨を公表すること。

別表第四産業労働部の表金融課の項第四号事務の種類欄中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改め、同号部長専決事項の欄を次のように改める。

1 法第十二条の第三十項の規定に基づき、貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行わせること。

2 法第二十四条の六の三の規定に基づき、貸金業者に対して、業務の運営の改善に必要な措置を命ずること。

3 法第二十四条の六の四第一項の規定に基づき、貸金業者に対し登録を取り消し、又は業務の停止を命ずること。

4 法第二十四条の六の四第二項の規定に基づき、貸金業者に対し役員解任を命ずること。

5 法第二十四条の六の五第一項又は第二十四条の六の六第一項の規定に基づき、貸金業者の登録を取り消すこと。

別表第四都市整備部の表建築指導課の項第一号知事専決事項の欄中6を8とし、5を7とし、4を6とし、3の次に次のように加える。

4 法第四十八条第六項ただし書(別表第二(八)項第六号に掲げるものに限る。)、第七項ただし書(別表第二(と)項第六号に掲げるものに限る。)、第十一項ただし書(別表第二(る)項第七号に掲げるものに限る。)、又は第十三項ただし書(これらの規定を第八十七条第二項及び第三項並びに第八十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、用途地域又は用途地域の指定のない区域(都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域を除く。)(内の建築を許可すること。

5 法第六十八条の三第七項(第八十八条第二項において準用する場合を含む。)(の規定に基づき、開発整備促進区の区域内における建築物について、交通安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。

別表第四都市整備部の表建築指導課の項第一号部長専決事項の欄20中「第六項た

だし書」の下に「別表第二(ハ)項第六号に掲げるものを除く。」を、「第七項ただし書」の下に「(別表第二(ト)項第六号に掲げるものを除く。)」を、「第十一項ただし書」の下に「(別表第二(ニ)項第七号に掲げるものを除く。)」を、「第十二項ただし書」の下に「これらの規定を」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第四都市整備部の表建築指導課の項の改正規定 平成十九年十一月三十日
- 二 別表第一産業労働部金融課長の項の改正規定及び別表第四産業労働部の表金融課の項の改正規定 平成十九年十二月十九日

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十一月二十七日

埼玉県知事 上田 清 司

埼玉県規則第九十三号

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則(昭和四十五年埼玉県規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表第二地方機関の表消費生活支援センター所長の項第一号専決事項の欄7中「販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、連鎖販売業者を行う者若しくは業務提供誘引販売業者を行う者」を「販売業者等」に、「報告させ」を「報告をさせ」に改め、同欄7を同欄17とし、同欄6中「(政令で知事が行うことと定められているものに限る。)」を削り、同欄6を同欄16とし、同欄5中「(政令で知事が行うことと定められているものに限る。)」を削り、同欄中5を15とし、4を14とし、3を11とし、その次に次のように加える。

12 法第五十二条の二の規定に基づき、業務提供誘引販売業者を行う者に対し、期間を定めて、告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めらるること。

13 法第五十四条の二の規定に基づき、業務提供誘引販売業者を行う者に対し、期間を定めて、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めること。

と。

別表第二地方機関の表消費生活支援センター所長の項第一号専決事項の欄2中「第三十八条」を「第三十八条第一項」に改め、「勧誘者又は連鎖販売業者を行う者」を削り、同欄2を同欄6とし、その次に次のように加える。

7 法第三十八条第二項の規定に基づき、勧誘者に対し、必要な措置をとるべきことを指示すること。

8 法第三十八条第三項の規定に基づき、一般連鎖販売業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示すること。

9 法第四十三条の二の規定に基づき、役務提供事業者又は販売業者に対し、期間を定めて、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めること。

10 法第四十四条の二の規定に基づき、役務提供事業者又は販売業者に対し、期間を定めて、告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めること。

同欄1中「第七条」の下に、「第十四条又は第二十二條」を加え、同欄1を同欄2とし、その次に次のように加える。

3 法第十二条の二の規定に基づき、販売業者又は役務提供事業者に対し、期間を定めて、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めること。

4 法第三十四条の二の規定に基づき、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者に対し、期間を定めて、告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めること。

5 法第三十六条の二の規定に基づき、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者に対し、期間を定めて、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めること。

別表第二地方機関の表消費生活支援センター所長の項第一号専決事項の欄に1として次のように加える。

1 法第六条の二又は第二十一条の二の規定に基づき、販売業者又は役務提供事業者に対し、期間を定めて、告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めること。

別表第二地方機関の表消費生活支援センター所長の項第一号専決事項の欄に次のように加える。

18 法第六十六条第二項の規定に基づき、密接関係者に対し報告をさせ、又はそ

の職員に、密接関係者の店舗その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させること。

19 法第六十六条第三項の規定に基づき、販売業者等と特定商取引（通信販売に係る取引を除く。）に関して取引する者に対し、報告又は資料の提出をさせること。

別表第二地方機関の表県土整備事務所長の項第二十号委任事務の欄2中「第三十四条第九号」を「第三十四条第十三号」に改め、同欄中25を27とし、15から24までを17から26までとし、14を15とし、その次に次のように加える。

16 法第四十三条第三項の規定に基づき、建築物等の建築等について協議すること。

別表第二地方機関の表県土整備事務所長の項第二十号委任事務の欄中13を14とし、7から12までを8から13までとし、同欄6中「7」を「8」とし、同欄中6を7とし、3から5までを4から6までとし、2の次に次のように加える。

3 法第三十四条の二第一項の規定に基づき、開発行為について協議すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第二地方機関の表県土整備事務所長の項の改正規定は、平成十九年十一月三十日から施行する。

埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第九十四号

埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項及び第三項中「第三十四条第九号」を「第三十四条第十三号」に改める。

様式第六号中「第34条第9号」を「第34条第13号」に改める。

様式第十三号中「第8号の2」を「第10号」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年十一月三十日から施行する。

埼玉県営住宅条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第九十五号

埼玉県営住宅条例施行規則等の一部を改正する規則

（埼玉県営住宅条例施行規則の一部改正）

第一条 埼玉県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

様式第一号を次のように改める。

(裏面)

様式第六号(裏面)を次のように改める。

別記

- 1 入居者は、家賃を毎月末日(月の途中で明け渡す場合は、明け渡す日)までに納付します。
- 2 入居者は、毎年度、別に定める期日までに、収入を申告します。
- 3 入居者は、次のことを行おうとするときは、知事(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)の承認を受けます。
 - (1) 入居の際に同居した親族以外の人を同居させるとき。
 - (2) 名義人が死亡し、又は退去した後、残された親族が引き続き住宅に住もうとするとき。
 - (3) 連帯保証人を変更しようとするとき。
 - (4) 住宅の様態替え等をしようとするとき。
 - (5) 住宅の一部を住宅以外の目的に使用するとき。
- 4 入居者は、次の事由が生じたときは、知事(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)に届け出ます。
 - (1) 同居者に異動があつたとき。
 - (2) 住宅を引き続き15日以上使用しないとき。
 - (3) 住宅を明け渡そうとするとき。
- 5 入居者は、埼玉県営住宅条例第35条第1項又は第43条第1項若しくは第4項の規定により明渡しの請求を受けたときは、明渡しに伴う一切の費用を負担の上、住宅を明け渡します。
(明渡し請求を受けることとなる事例)
 - (1) 不正な行為により入居したとき。

- (2) 家賃を3か月以上滞納したとき。
 - (3) 住宅や共同施設を故意に壊したとき。
 - (4) 埼玉県営住宅条例に基づき、知事(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)から高額所得者と認定されたとき。
 - (5) 正当な理由がないのに15日以上住宅を使用しなかつたとき。
 - (6) 他の入居者に迷惑を及ぼす行為をしたとき。
 - (7) 入居者又は同居者が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)であることが判明したとき。
 - (8) その他埼玉県営住宅条例又は当該条例に基づく知事(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)の指示に違反したとき。
 - (9) 住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡したとき。
- 6 入居者は、正当な事由なしに無断で家財道具等を放置して住宅を退去したときは、家財道具等を処分されても異議ありません。
 - 7 連帯保証人は、次の場合には、入居者と連帯して債務を負担します。
 - (1) 入居者が、家賃を滞納したとき。
 - (2) 入居者が、住宅の明渡しに際し、修繕費用を支払わなかつたとき。
 - (3) その他入居者の行為に基づき県に損害を与えたとき。

(裏面)

様式第六号の二(裏面)を次のように改める。

別記

- 1 入居者は、家賃を毎月末日(月の途中で明け渡す場合は、明け渡す日)までに納付します。
- 2 入居者は、毎年度、別に定める期日までに、収入を申告します。
- 3 入居承認の有効期間が満了する日までに、必ず住宅を明け渡します。
- 4 入居者は、次のことを行おうとするときは、知事(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)の承認を受けます。
 - (1) 入居の際に同居した親族以外の人を同居させるとき。
 - (2) 名義人が死亡し、又は退去した後、残された親族が引き続き住宅に住もうとするとき。
 - (3) 連帯保証人を変更しようとするとき。
 - (4) 住宅の様態替え等をしようとするとき。
 - (5) 住宅の一部を住宅以外の目的に使用するとき。
- 5 入居者は、次の事由が生じたときは、知事(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)に届け出ます。
 - (1) 同居者に異動があつたとき。
 - (2) 住宅を引き続き15日以上使用しないとき。
 - (3) 住宅を明け渡そうとするとき。
- 6 入居者は、埼玉県営住宅条例第35条第1項又は第43条第1項若しくは第4項の規定により明渡しの請求を受けたときは、明渡しに伴う一切の費用を負担の上、住宅を明け渡します。
(明渡し請求を受けることとなる事例)
 - (1) 不正な行為により入居したとき。

- (2) 家賃を3か月以上滞納したとき。
 - (3) 住宅や共同施設を故意に壊したとき。
 - (4) 埼玉県営住宅条例に基づき、知事(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)から高額所得者と認定されたとき。
 - (5) 正当な理由がないのに15日以上住宅を使用しなかつたとき。
 - (6) 他の入居者に迷惑を及ぼす行為をしたとき。
 - (7) 入居者又は同居者が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)であることが判明したとき。
 - (8) その他埼玉県営住宅条例又は当該条例に基づく知事(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)の指示に違反したとき。
 - (9) 住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡したとき。
- 7 入居者は、正当な事由なしに無断で家財道具等を放置して住宅を退去したときは、家財道具等を処分されても異議ありません。
 - 8 連帯保証人は、次の場合には、入居者と連帯して債務を負担します。
 - (1) 入居者が、家賃を滞納したとき。
 - (2) 入居者が、住宅の明渡しに際し、修繕費用を支払わなかつたとき。
 - (3) その他入居者の行為に基づき県に損害を与えたとき。

様式第十一号を次のように改める。

様式第11号(第13条関係)

県営住宅同居承認申請書

年 月 日

埼玉県知事

様

(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)

県営住宅の名称 県営 住宅
 住宅番号 号棟 号室
 氏 名

下記のとおり県営住宅に同居させることについて承認を受けたいので、埼玉県県営住宅条例施行規則第13条第1項の規定により、関係書類を添付して申請します。

なお、同居させようとする者が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるときは、同居の承認を受けられなくても異議ないことを誓約します。

また、同居の承認を受けた後に、入居者(申請者)又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約します。

暴力団員であるか否かの確認のため、警察本部長に照会されることに同意します。

記

1 同居させようとする者

氏 名	入居権利者の続柄	生年月日	現 住 所	勤務先又は学校

2 同居の理由

様式第十二号を次のように改める。

様式第13号(第14条関係)

県営住宅入居権利者地位承継承認申請書

年 月 日

埼玉県知事

様

(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)

県営住宅の名称 県営 住宅
 住宅番号 号棟 号室
 氏 名

埼玉県県営住宅条例第16条第1項の規定により、県営住宅の入居権利者の地位を承継することについて承認を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

なお、入居権利者の地位を承継しようとする者(申請者)又は引き続き同居しようとする者が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるときは、入居権利者の地位の承継の承認を受けられなくても異議ないことを誓約します。

また、当該地位承継の承認を受けた後に、入居者(申請者)又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約します。

暴力団員であるか否かの確認のため、警察本部長に照会されることに同意します。

様式第十三号の二を次のように改める。

様式第13号の2(第14条関係)

県営住宅期限付入居権利者地位承継承認申請書

年 月 日

埼玉県知事

様

(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)

県営住宅の名称	県営	住宅
住宅番号	号棟	号室
氏 名		

埼玉県県営住宅条例第16条第1項の規定により、県営住宅の期限付入居権利者の地位を承継することについて承認を受けたので、関係書類を添付して申請します。

なお、当該入居権利者に対する入居承認の有効期間は、年 月 日までであり、当該地位承継の承認が受けられた場合には、この期日までに当該県営住宅を明け渡さなければならないことは承知していません。

また、期限付入居権利者の地位を承継しようとする者(申請者)又は引き続き同居しようとする者が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるときは、期限付入居権利者の地位の承継の承認を受けられなくても異議ないことを誓約します。

当該地位承継の承認を受けた後に、入居者(申請者)又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約します。

暴力団員であるか否かの確認のため、警察本部長に照会されることに同意します。

(埼玉県特別県営住宅条例施行規則の一部改正)

第二条 埼玉県特別県営住宅条例施行規則(昭和五十一年埼玉県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十一条まで」の下に、「第二十四条の二」を加え、同条第二項中「第八条第二項」を「第八条」に、「第十一条第一項第一号」を「第十一条第一号」に、「第十一条第一項第四号イ」を「第十一条第四号イ」に、「第十一条第一項第四号ロ」を「第十一条第四号ロ」に、「第十一条第一項第四号ハ」を「第十一条第四号ハ」に、「第十一条第一項第四号ニ」を「第十一条第四号ニ」に、「条例第十一条第一項第五号」を「条例第十一条第五号」に、「第十一条第一項第五号」と、同規則第六条中「条例第八条第一項」を「第十一条第五号」と、同項第七号中「条例第十一条第六号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第十一条第六号」と、同規則第六条中「条例第十一条第八号」に、「第八条第一項」と、同規則第七条中「条例第十一条第一項第六号」を「第十一条第八号」と、同規則第七条第一項中「条例第十三条第一項」に、「第十一条第二項第六号」と、同規則第九条を「第十三条第一項」と、同条第二項中「条例第十三条第一項ただし書」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第十三条第一項ただし書」と、「条例第五条第一号又は第二号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第五条第一号又は第二号」と、同条第三項及び第四項に、「第十三条第四項」を「第十三条第二項」に、「第十一条中「条例第八条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第八条第一項」を「第十一条中「条例第十三条第六項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第十三条第六項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に改め、「準用する条例第三十条第一項」との下に、「同規則第二十四条の二第一項中「条例第四十三条第四項第十二号イ」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第四十三条第四項第十二号イ」と、「条例第二十五条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第二十五条第一項」と、「県営住宅」とあるのは「特別県営住宅」と、同条第二項中「条例第四十三条第四項第十二号ロ」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第四十三条第四項第十二号ロ」と、「条例第二十五条第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第二十五条第二項」と、「県営住宅」とあるのは

「特別県管住宅」とを加え、「第五十四条第三項」を「第五十四条第四項」に改め、同条第三項中「第六条まで」を「第五条まで、第十条」に改める。

(埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部改正)

第三条 埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則(平成六年埼玉県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に改める。

第二十条の次に次の一条を加える。

(明渡し請求に係る違反)

第二十条の二 条例第二十六条第一項第七号イの条例第二十条第一項に規定する義務を怠る事実として規則で定めるものは、特定公共賃貸住宅又は共同施設における次に掲げるものとする。

一 特定公共賃貸住宅若しくは共同施設を毀損させ、悪臭を発散させ、若しくは蚊、はえその他の害虫を発生させ、又は公衆衛生に害を及ぼすおそれを生じさせる程度にこれらの清潔の保持を怠ること。

二 火気を使用した後防火上必要な措置を講じないこと。

三 前二号に掲げる事実に準ずるものとして知事が認めるもの

2 条例第二十六条第一項第七号ロの条例第二十条第二項の規定に違反する行為として規則で定めるものは、特定公共賃貸住宅又は共同施設における次に掲げるものとする。

一 特定公共賃貸住宅又は共同施設を故意に毀損すること。

二 共同施設において土石の採取その他の土地の形質を変更すること。

三 知事の許可を得ずに工作物その他の物件若しくは施設を設けること又は共同施設に物品を集積して共同施設を占用すること。

四 避難上必要な施設について、避難の支障になる物件を放置し、又はみだりに存置していること。

五 指定された場所以外では紙、はり札その他の広告物を表示すること。

六 禁止された場所に車両を乗り入れ、又は駐車すること。

七 特定公共賃貸住宅若しくは共同施設を毀損させ、悪臭を発散させ、若しくは蚊、はえその他の害虫を発生させ、又はその他公衆衛生に害を及ぼすおそれを生じさせる程度に当該特定公共賃貸住宅に多量の物品を集積すること。

八 入居者、同居者その他の関係者を威迫し、これらの者に不安又は迷惑を覚えさせるような言動をすること。

九 犬(身体障害者補助犬法(平成十四年法律第四十九号)第二条第一項に規定する身体障害者補助犬を除く。)、猫その他入居者若しくは同居者の平穏を害し、若しくはこれらの者に不快の念を起させるおそれのある動物を飼育し、又はこれらの動物に給餌若しくは給水をする事。

十 人声、楽器、テレビジョン受信機等の音を異常に大きく出して静穏を害すること。

十一 みだりに火気を使用すること。

十二 天井、床又は壁等を叩く又は蹴ることにより、振動を発生させること。

十三 前各号に掲げる行為に準ずるものとして知事が認めるもの
様式第一号を次のように改める。

様式第五号を次のように改める。

様式第五号(第8条関係)

(表面)
特定公共賃貸住宅入居届け書

第 号
年 月 日

埼玉県知事 様
(特定公共賃貸住宅指定管理者)

入居権利者	フリガナ		印鑑
	住所	〒	
連帯保証人	フリガナ		登録 印鑑
	住所	〒	
関係		入居権利者との関係	

年 月 日付け 第 号で下記のとおり特定公共賃貸住宅への入居(入居権利者の地位の承継)の承認を受けたので、提出します。

なお、別記(裏面)1から6までの事項その他埼玉県特定公共賃貸住宅条例及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則に規定された事項を遵守し、誠実に履行することを誓約します。

記

- 所在地
- 名称及び住宅番号
住宅 号棟 号室
- 家賃
月額 円

備考 連帯保証人の印鑑登録証明書及び所得の額を証する書類(源泉徴収票、所得証明書等)を添付すること。

(裏面)

別記

- 入居者は、家賃を毎月末日(月の途中で明け渡す場合は、明け渡す日)までに納付します。
- 入居者は、次のことを行おうとするときは、知事(指定管理者)の承認を受けま
す。
 - 入居の際に同居した親族以外の人を同居させるとき。
 - 名義人が死亡し、又は退去した後、残された親族が引き続き住宅に住もうとす
るとき。
 - 連帯保証人を変更しようとするとき。
 - 住宅の模様替え等しようとするとき。
 - 住宅の一部を住宅以外の目的に使用するとき。
- 入居者は、次の事由が生じたときは、知事(指定管理者)に届け出ます。
 - 同居者が異動があったとき。
 - 住宅を引き続き15日以上使用しないとき。
 - 住宅を明け渡そうとするとき。
- 入居者は、埼玉県特定公共賃貸住宅条例第26条第1項の規定により明渡しの請
求を受けたときは、明渡しに伴う一切の費用を負担の上、住宅を明け渡します。
(明渡し請求を受けることとなる事例)
 - 不正な行為により入居したとき。
 - 家賃を3か月以上滞納したとき。
 - 住宅や共同施設を故意に壊したとき。
 - 正当な理由がないのに15日以上住宅を使用しなかったとき。
 - 他の入居者に迷惑を及ぼす行為をしたとき。
 - 入居者又は同居者が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法
律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)であることが判明したとき。
 - その他埼玉県特定公共賃貸住宅条例又は当該条例に基づく知事(指定管理者)
の指示に違反したとき。
 - 住宅を知事(指定管理者)の承認を受けずに他の者に貸し、又はその入居の権
利を他の者に譲渡したとき。
- 入居者は、正当な事由なしに無断で家財道具等を放置して住宅を退去したとき
は、家財道具等を処分されても異議ありません。
- 連帯保証人は、次の場合には、入居者と連帯して債務を負担します。
 - 入居者が、家賃を滞納したとき。
 - 入居者が、住宅の明渡しに際し、修繕費用を支払わなかったとき。
 - その他入居者の行為に基づき県に損害を与えたとき。

様式第十号を次のように改める。

様式第10号(第12条関係)

特定公共賃貸住宅同居承認申請書

年 月 日

埼玉県知事

様

(特定公共賃貸住宅指定管理者)

特定公共賃貸住宅の名称 住宅
 住宅番号 号棟 号室
 氏 名

下記のとおり特定公共賃貸住宅に同居させることについて、埼玉県特定公共賃貸住宅条例第11条の規定による承認を受けたいので申請します。

なお、同居させようとする者が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるときは、同居の承認を受けられなくても異議ないことを誓約します。

また、同居の承認を受けた後に、入居者(申請者)又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約します。

暴力団員であるか否かの確認のため、警察本部長に照会されることに同意します。

記

1 同居させようとする者

入居権利者との続柄	フリガナ	姓名	性別	生年月日	年齢
	氏		男・女	・	
			男・女	・	
			男・女	・	
			男・女	・	
			男・女	・	

2 同居の理由

備考 入居権利者と同居させようとする者との関係を証する書類(住民票の写し等)、同居させようとする者の所得の額を証する書類(所得証明書等)その他知事が必要と認める書類を添付すること。

様式第十二号を次のように改める。

様式第12号(第13条関係)

特定公共賃貸住宅入居権利者地位承継承認申請書

年 月 日

埼玉県知事

様

(特定公共賃貸住宅指定管理者)

特定公共賃貸住宅の名称 住宅
 住宅番号 号棟 号室
 氏 名

下記の理由により特定公共賃貸住宅の入居権利者の地位を承継することについて、埼玉県特定公共賃貸住宅条例第12条第1項の規定による承認を受けたいので申請します。

なお、入居権利者の地位を承継しようとする者(申請者)又は引き継ぎ同居しようとする者が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるときは、入居権利者の地位の承継の承認を受けられなくても異議ないことを誓約します。

また、当該地位承継の承認を受けた後に、入居者(申請者)又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約します。

暴力団員であるか否かの確認のため、警察本部長に照会されることに同意します。

記

申請理由

- 備考 次の書類を添付すること。
- (1) 入居権利者の死亡又は立ち退きの事実を証する書類(住民票の写し等)
 - (2) 申請者と入居権利者との関係を証する書類(住民票の写し等)
 - (3) 申請者の所得の額を証する書類(所得証明書等)

附則

この規則は、平成十九年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

告示

埼玉県告示第七百二十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センター東松山支所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年十一月二十七日
埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日
平成十九年十一月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人大地の郷

三 代表者の氏名

吉澤 勇二

四 主たる事務所の所在地

埼玉県比企郡吉見町大字久保田壹千参拾六番地

五 定款に記載された目的

この法人は、吉見町及び、その周辺地域の知的障害を持つ人たちに対し、職能開発を行い、将来的に自立し、社会参加が出来るようにすることを目指して、知的障害者福祉に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第七百二十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域創造センターにおいて備え置く方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年十一月二十七日
埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成十九年十一月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人大地の郷

代表者の氏名

会

域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年十一月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成十九年十一月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人なまずの里福祉

埼玉県告示第七百二十六号

埼玉県議会平成十九年十二月定例会を十二月四日に招集する。
平成十九年十一月二十七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第七百二十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款及び役員名簿を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年十一月二十七日
埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成十九年十一月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人食品と暮らしの安全基金

代表者の氏名

三 代表者の氏名

戸張 勝弘

四 主たる事務所の所在地

埼玉県吉川市大字南広島二千八十八番地一

五 定款に記載された目的

この法人は障害者およびその家族・関係者とともに、障害者が安心して生活できる地域社会作りに取り組みたいことを目的とする。

法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年十一月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成十九年十一月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人食品と暮らしの安全基金

三 代表者の氏名

小若 順一

四 主たる事務所の所在地

(変更前) 東京都千代田区麹町二丁目五番二号

(変更後) 埼玉県さいたま市中央区

本町東二丁目十四番十八号
五 定款に記載された目的
この法人は、生活の危険に関する調

査、情報提供などを行うことにより、
食品と暮らしの安全を守り、愛する一
000年先の子どもたちのためにより

良い環境を確保することを、目的とす
る。

埼玉県告示第七百二十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条にお

いて準用する場合を含む。)の規定による医療扶助のための医療を担当する医療機

関又は医療扶助のための施術を担当する施術者として、次の者を指定した。

平成十九年十一月二十七日
埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名 称	開 設 者 名	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人周峰会 こいづかクリニック	医療法人 周峰会	熊谷市肥塚四一六五	平成十九年 十月 一日
石 川 ク リ ニ ッ ク	石 川 美 穂	熊谷市肥塚一五四一三	平成十九年 十月 十二日
豊春内科小児科クリニック	坂 卷 浩 孝	春日部市下蛭田二六二一〇	平成十九年十一月 二日
とよはる耳鼻咽喉科	鈴木 郁 子	春日部市上蛭田六四九(二階)	平成十九年十一月 七日
医療法人社団正聖会 狭山台伊東眼科クリニック	医療法人社団 正聖会	狭山市中央四二七一一	平成十九年 十月 十五日
かつた整形外科クリニック	勝 田 真 史	戸田市本町二一六二二 パークスプリング一F	平成十九年 十月 一日
たきやま小児クリニック	医療法人 大ち会	新座市野火止四一一二五武蔵野ビル二階一〇二号室	平成十九年 十月 十五日
須 田 整 形 外 科	須 田 義 朗	新座市新座三三三一一四	平成十九年 八月 一日
桶川西口クリニック	医療法人社団 紅花会	桶川市若宮一四一五二埼玉SSビル二F	平成十九年十一月 一日
ゆりのき皮膚科形成外科	佐 藤 ま どり	南埼玉郡白岡町野牛一三四〇一	平成十九年 十月 十八日
高 梨 内 科 医 院	高 梨 日 出 雄	南埼玉郡白岡町西一一三一一	平成十九年 十月 十六日
大 塚 歯 科 医 院	大 塚 一 郎	熊谷市本石一一六一三	平成十九年 十月 二日
さかえ歯科クリニック	柳 田 晶 夫	川口市栄町三一一八コモディイイダ川口東口店一F	平成十九年十一月 一日
医療法人社団ブライツデンタルケア	医療法人社団 ブライツデンタルケア	川口市並木元町一一六五リボンシティコミュニティ一階	平成十九年 十月 四日
田 中 歯 科 医 院	田 中 紀 一	飯能市笠縫三八九一一	平成十九年 十月 十五日
ホ リ ウ チ 歯 科	堀 内 孝 秀	春日部市備後東一一一一二	平成十九年十一月 二日
神 田 歯 科 医 院	神 田 崇 史	春日部市一ノ割一七二八	平成十九年十一月 一日
フ ラ ワ ー 歯 科 医 院	三 橋 和 子	鴻巣市本町五一一一五	平成十九年 十月 一日
花 岡 歯 科 医 院	花 岡 明 徳	鴻巣市本町一一一三三三〇二	平成十九年十一月 一日

二 指定施術者

ハッピー草加住吉・訪問看護ステーション 花 あ か り	株式会社ジャパンケアサービス埼玉 株式会社 花 あ か り	草加市住吉一―一―三六 蓮田市江ヶ崎一九六四―一四六	平成十九年十一月 一日 平成十九年 十月三十一日
--------------------------------	----------------------------------	-------------------------------	-----------------------------

氏 名	住 所	施 術 所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
篠 沢 弘 悦	ノアホリスティック整骨院	東京都足立区西新井五―一四―一四	平成十九年 十月 一日	
山 寺 昇 治	東 武 接 骨 院	春日部市備後東八―四八―二	平成十九年十一月 五日	
小 林 勉	こばやし接骨院	上尾市上尾村二二六―二七	平成十九年 九月 十日	
山 本 貴 司	いるま接骨院	入間市鍵山一―三―四	平成十九年 十月 三十日	
鳥 尾 宗 正	つるせ鍼灸整骨院	富士見市鶴瀬東一―一―三二	平成十九年 十月 十日	
高 浦 光 明	おうか整骨院	川越市熊野町二〇―五	平成十九年 十月 十九日	
武 田 政 樹	さむらい整骨院	飯能市小瀬戸六八―二	平成十九年 十月 三日	
印 牧 邦 夫	かねまき接骨院	ふじみ野市市沢一―七―二二	平成十九年 十月二十四日	
東 樹 勲	仁 友 鍼 院	坂戸市南町一八―二七―二〇三	平成十九年十一月 一日	

埼玉県告示第七百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり変更の届出があった。

平成十九年十一月二十七日

埼玉県知事 上田 清 司

一 指定医療機関

名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
医療法人社団名山会 山田内科医院	所 在 地	本庄市西五十子七	本庄市五十子一―五―二二
医療法人社団明芳会 イムス三芳総合病院	名 称	医療法人社団明芳会 三芳厚生病院	医療法人社団明芳会 イムス三芳総合病院
ファミリー薬局 本庄店	所 在 地	本庄市朝日町二九九九 一七	本庄市朝日町二―四―一

二 指定施術者

氏 名	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
山 田 一 敏	所 在 地	本庄市西五十子犬伏下 一一六	本庄市五十子三―三一 二三

埼玉県告示第七百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり廃止の届出があった。

平成十九年十一月二十七日

埼玉県知事 上田 清 司

一 指定医療機関

二 指定施術者

氏名	住所	所在地	廃止年月日
グリーン薬局	入間市宮寺五七〇—六	入間市宮寺五七〇—六	平成十九年九月三十日
蓮田調剤薬局	蓮田市東六—三—五	蓮田市東六—三—五	平成十九年九月三十日
白岡調剤薬局	南埼玉郡白岡町千駄野加美一三四〇—五	南埼玉郡白岡町千駄野加美一三四〇—五	平成十九年九月三十日
若葉薬局	入間市黒須一三七—一八	入間市黒須一三七—一八	平成十九年九月三十日
コスモス調剤薬局	坂戸市八幡一—一—一五三	坂戸市八幡一—一—一五三	平成十九年十月三十一日
桶川西口クリニック	桶川市若宮一—四—五二 埼玉北Sビル2F	桶川市若宮一—四—五二 埼玉北Sビル2F	平成十九年十月三十一日
レモン薬局	北足立郡伊奈町小室三八九—五	北足立郡伊奈町小室三八九—五	平成十九年九月三十日
伊奈店	川口市青木一—一八—二	川口市青木一—一八—二	平成十九年九月三十日
メイワ薬局	幸手市南一—二—一八	幸手市南一—二—一八	平成十九年九月三十日
すずらん薬局	新座市新座三—三—一四	新座市新座三—三—一四	平成十八年十二月十一日
にいざ団地飯塚整形外科	鴻巣市本町五—一—五	鴻巣市本町五—一—五	平成十九年九月三十日
フラワー歯科医院	羽生市藤井上組八七四—三	羽生市藤井上組八七四—三	平成十九年九月三十日
藤葉局	幸手市南三—一—一八	幸手市南三—一—一八	平成十九年九月三十日
エンジェル薬局	新座市野火止四—一—二五	新座市野火止四—一—二五	平成十九年十月一日
たきやま小児クリニック	熊谷市肥塚四—六—五	熊谷市肥塚四—六—五	平成十九年九月三十日
こいづかクリニック			

さくら草薬局	戸田市新曾九八三	戸田市新曾九八三	平成十九年九月三十日
アポック	入間郡毛呂山町毛呂本郷一八	入間郡毛呂山町毛呂本郷一八	平成十九年十月三十一日
医大前薬局2号店	入間郡毛呂山町毛呂本郷一五—三KOS畑中一〇—一	入間郡毛呂山町毛呂本郷一五—三KOS畑中一〇—一	平成十九年十月三十一日
医大前薬局3号店	狭山市中央四—二六—一三	狭山市中央四—二六—一三	平成十九年十月十五日
狭山台	川口市並木元町一—六五(リボンシテイコミュニティ一階)	川口市並木元町一—六五(リボンシテイコミュニティ一階)	平成十九年十月一日
伊東眼科クリニック	所沢市三ヶ島四—二〇—四—一	所沢市三ヶ島四—二〇—四—一	平成十九年八月三十一日
川口リボンシテイ歯科・矯正歯科	久喜市中央三—六—三	久喜市中央三—六—三	平成十九年八月三十一日
みさき薬局	草加市住吉一—一—一三八	草加市住吉一—一—一三八	平成十九年十月三十一日
フラワー薬局	越谷市瓦曾根三—四—二二	越谷市瓦曾根三—四—二二	平成十九年十月三十一日
久喜店	熊谷市本石一—一	熊谷市本石一—一	平成十九年十月二日
株式会社コムスン訪問看護ステーション草加	久喜市本町五—六—二〇	久喜市本町五—六—二〇	平成十九年十一月一日
岩井内科医院	蔵市塚越二—九—一六 岡部第二ビルF	蔵市塚越二—九—一六 岡部第二ビルF	平成十九年十一月一日
大塚歯科医院	鴻巣市鎌塚四—一—三	鴻巣市鎌塚四—一—三	平成十九年九月三十日
菱沢歯科医院	朝霞市朝志ヶ丘二—一—三—三二	朝霞市朝志ヶ丘二—一—三—三二	平成十九年九月三十日
蔵元歯科医院	鴻巣市鎌塚五二〇—三	鴻巣市鎌塚五二〇—三	平成十九年九月三十日
カイセイ薬局			
吹上店			
カスガ調剤薬局			
さつき薬局			

氏名	住所	施設名称	所在地	廃止年月日
中久舜允		緑曾鍼灸マッサージ院	鶴ヶ島市上広谷三五五—一—六	平成十九年九月三日

埼玉県告示第七百三十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための介護機関として、次の者を指定した。

平成十九年十一月二十七日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
川口市戸塚地域包括支援センター	川口市東川口一―五―四〇一階	株式会社やさしい手	介護予防支援	平成十九年十一月一日
川口市安行地域包括支援センター	川口市安行藤八五〇一	株式会社シルバーホクソン	介護予防支援	平成十九年十一月一日
鳩山町地域包括支援センター	比企郡鳩山町大豆戸一八三―一	鳩山町	介護予防支援	平成十九年十月二十二日
医療法人東明会 原田病院	入間市豊岡一―一三―三	医療法人 東明会	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	平成十九年十月十日
石川クリニックス	熊谷市肥塚一―五四―三	石川美穂	居宅療養管理指導	平成十九年十月十二日
医療法人団プライトデンタルケア 川口ボンテイ歯科矯正科	川口市並木元町一―六五―1F	医療法人団 プライトデンタルケア	居宅療養管理指導	平成十九年十一月一日
フラワー歯科医院	鴻巣市本町五―一―五	三橋和子	居宅療養管理指導	平成十九年十月一日
フラワー薬局久喜店	久喜市中央三―六―三	株式会社ニックス	居宅療養管理指導	平成十九年九月一日
みさき薬局	所沢市三ヶ島四―二二〇四―一	株式会社ニックス	居宅療養管理指導	平成十九年九月一日
若葉薬局	入間市黒須一―三七―一八	クオール株式会社	介護予防居宅療養管理指導	平成十九年十月一日
グリーン薬局	入間市宮寺五七〇―一六	クオール株式会社	居宅療養管理指導	平成十九年十月一日
ハッピー武里団地・訪問看護ステーション	春日部市大枝八九武里団地第一街区九号棟二〇五号室	株式会社ジャパンケアサービス埼玉	訪問看護	平成十九年十一月一日
ハッピー草加住吉・訪問看護ステーション	草加市住吉一―一―三八	株式会社ジャパンケアサービス埼玉	訪問看護	平成十九年十一月一日
愛花ケアサービス	川口市戸塚東四―三一―二〇	有限会社菅野基礎工業	訪問介護 居宅介護支援	平成十九年十月四日

ハッピー杉戸中央・ヘルパーステーション	ハッピー杉戸・デイサービスセンター	特別養護老人ホームはなみずき	訪問介護事業所介護センターわらび	ハッピー上尾南・ヘルパーステーション	ハッピー上尾南・居宅介護支援事業所	ハッピー上尾・訪問入浴ステーション	ハッピー鴻巣・ヘルパーステーション	ハッピー鴻巣・居宅介護支援事業所	デイサービスセンターてしろ	ハッピー草加住吉・ヘルパーステーション	ハッピー草加谷塚・ヘルパーステーション	ハッピー松原団地・ヘルパーステーション	ハッピー草加住吉・居宅介護支援事業所	介護予防おせわくく広場	ハッピー朝霞・居宅介護支援事業所	ハッピー朝霞・ヘルパーステーション
葛飾郡杉戸町杉戸三一一一パピルス杉戸ビル二〇二号	北葛飾郡杉戸町下野九一四一丸林貸店舗一F	北葛飾郡杉戸町茨島七三一	蕨市北町一―九―一二―一〇一	上尾市柏座二一六―二六下里第二ビル二F東側号	上尾市柏座二一六―二六下里第二ビル二F東側号	上尾市原新町六一四六E X A北上尾一〇一号	鴻巣市東二―一―一八 相原ビル二F	鴻巣市東二―一―一八 相原ビル二F	草加市手代町一〇〇六一〇	草加市住吉一―二―三二北ビル三F	草加市吉町二―二―二二野路ビル一F	草加市栄町三―一―一九誠友第二ビル二FA	草加市住吉一―一―一三―一三八	朝霞市西原一―七―一	朝霞市根岸台三―六―二二大興ビル一棟	朝霞市根岸台三―六―二二大興ビル一棟
株式会社ジャパンケアサービス埼玉	株式会社ジャパンケアサービス埼玉	社会福祉法人ケアネット	株式会社介護センターわらび	株式会社ジャパンケアサービス埼玉	株式会社ジャパンケアサービス埼玉	株式会社ジャパンケアサービス埼玉	株式会社ジャパンケアサービス埼玉	株式会社ジャパンケアサービス埼玉	医療法人 眞幸会	株式会社ジャパンケアサービス埼玉	株式会社ジャパンケアサービス埼玉	株式会社ジャパンケアサービス埼玉	株式会社ジャパンケアサービス埼玉	株式会社ランダルコーポレーション	株式会社ジャパンケアサービス埼玉	株式会社ジャパンケアサービス埼玉
特定介護予防福祉用具販売	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	居宅介護支援	居宅介護支援	居宅介護支援	居宅介護支援	居宅介護支援	居宅介護支援	居宅介護支援	訪問介護
平成十九年十一月一日	平成十九年十一月一日	平成十九年十一月一日	平成十九年十一月一日	平成十九年十一月一日	平成十九年十一月一日	平成十九年十一月一日	平成十九年十一月一日	平成十九年十一月一日	平成十九年十一月一日	平成十九年十一月一日	平成十九年十一月一日	平成十九年十一月一日	平成十九年十一月一日	平成十九年十一月一日	平成十九年十一月一日	平成十九年十一月一日

ハッピー朝霞・デイサービスセンター	朝霞市根岸台三二六―二二 大興ビル二棟	株式会社ジャパンケアサービス埼玉	通所介護	平成十九年十一月	一日
居宅介護支援事業所 こころ三芳	入間郡三芳町北永井九四六―一	社会福祉法人 蓬萊会	介護予防通所介護 居宅介護支援	平成十九年 十月	八日
あさがおホットステーション東所沢	所沢市東所沢和田二八―一四 森田コートボ二〇二	株式会社 あさがお	訪問介護 介護予防訪問介護	平成十九年 十月	一日
ハッピー新所沢・居宅介護支援事業所	所沢市泉町一八五―一四 パールハイツ二〇二号	株式会社ジャパンケアサービス埼玉	居宅介護支援	平成十九年十一月	一日
ハッピー新所沢・ヘルパーステーション	所沢市泉町一八五―一四 パールハイツ二〇二号	株式会社ジャパンケアサービス埼玉	訪問介護 介護予防訪問介護	平成十九年十一月	一日
ハッピー東所沢・訪問入浴ステーション	所沢市東所沢和田二一〇―一八リパティ中村二F	株式会社ジャパンケアサービス埼玉	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	平成十九年十一月	一日
ふあみりーケアサービス	所沢市小手指町二―一三―四 二階	株式会社 ライトスター	訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護	平成十九年十一月	一日
アルヴェアール	狭山市新狭山二―三―五	株式会社ワールドステイ	訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護	平成十九年十一月	一日
ハッピー入間中央・居宅介護支援事業所	入間市久保稲荷二二二―二三 稲荷ビル二―B号	株式会社ジャパンケアサービス埼玉	居宅介護支援	平成十九年十一月	一日
ハッピー入間中央・ヘルパーステーション	入間市久保稲荷二二二―二三 稲荷ビル二―B号	株式会社ジャパンケアサービス埼玉	訪問介護 介護予防訪問介護	平成十九年十一月	一日
指定通所介護事業所 はるな苑デイサービスセンター	富士見市勝瀬五一二―一	社会福祉法人 埼玉療育友の会	通所介護 介護予防通所介護	平成十九年 九月	四日
有限会社ティオーエム企画 福祉用具貸与事業部	熊谷市玉井南二―五九	有限会社 ティオーエム企画	介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	平成十九年 十月	一日
ハッピー熊谷・ヘルパーステーション	熊谷市星川二―四五 貸事務所一F(平屋)	株式会社ジャパンケアサービス埼玉	訪問介護 介護予防訪問介護	平成十九年十一月	一日
ハッピー熊谷美土里・ヘルパーステーション	熊谷市美土里町二―一 堀口ビルA号	株式会社ジャパンケアサービス埼玉	訪問介護 介護予防訪問介護	平成十九年十一月	一日
ハッピー熊谷美土里・居宅介護支援事業所	熊谷市美土里町二―一 堀口ビルA号	株式会社ジャパンケアサービス埼玉	居宅介護支援	平成十九年十一月	一日
デイサービス 愛心	東松山市新郷三六六	株式会社 愛心	通所介護	平成十九年十一月	五日

デイサービスセンターひまわり	加須市向川岸町七―三九	有限会社アイケイメディカル	介護予防通所介護	平成十九年 十月二十六日
ハッピー加須中央・ヘルパーステーション	加須市向川岸町二―四 小川貸店舗一・二F	株式会社ジャパンケアサービス埼玉	訪問介護 介護予防訪問介護	平成十九年十一月 一日
有料老人ホーム育進 みどりの里深谷デイサービスセンター	児玉郡上里町七本木二八六七―七 深谷市上野台三〇四八―二	有限会社 育進 特定非営利活動法人 みどりの里	特定施設入居者生活介護 通所介護 介護予防通所介護	平成十九年十一月 一日 平成十九年 十月 十五日
デイサービスセンターそう	深谷市本田二六四―一	株式会社 そう	通所介護 介護予防通所介護	平成十九年 十月二十三日
秩父デイサービスセンター	秩父市桜木町一三一―二	社会福祉法人 秩父福祉会	通所介護 介護予防通所介護	平成十九年 十月 一日
秩父居宅介護支援事業所 ハッピー朝霞北・ヘルパーステーション	秩父市桜木町一三一―二 新座市東北二―二四―三七浜田貸店舗一階	社会福祉法人秩父福祉会 株式会社ジャパンケアサービス埼玉	居宅介護支援 訪問介護 介護予防訪問介護	平成十九年 十月 一日 平成十九年十一月 一日
ハッピー幸手・居宅介護支援事業所 ハッピー幸手・ヘルパーステーション	幸手市東二―八―六NAOビル 幸手市東二―八―六NAOビル	株式会社ジャパンケアサービス埼玉 株式会社ジャパンケアサービス埼玉	居宅介護支援 訪問介護 介護予防訪問介護	平成十九年十一月 一日 平成十九年十一月 一日
訪問リハビリテーション ペんぎん	鶴ヶ島市脚折一八七七	医療法人社団 満寿会	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	平成十九年 十月 一日
ニチイのほほえみ東川口	川口市戸塚東二―一―二六	株式会社ニチイのほほえみ	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成十九年十一月 一日
ハッピー戸塚安行・小規模多機能型ステーション ハッピー川口中央・夜間対応型訪問介護 デイサービスセンターてしろのにな	川口市戸塚五―八―三 川口市青木二―一―二五 小林合同会計ビルF 草加市手代町一〇〇六一―〇	株式会社ジャパンケアサービス埼玉 株式会社ジャパンケアサービス埼玉 医療法人 眞幸会	小規模多機能型居宅介護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	平成十九年十一月 一日 平成十九年十一月 一日 平成十九年 十月二十九日
ニチイのやわらぎ草加住吉	草加市住吉一―一―三八	株式会社ニチイのほほえみ	小規模多機能型居宅介護	平成十九年十一月 一日

埼玉県告示第七百三十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関(同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなさ

れた介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり変更の届出があった。
平成十九年十一月二十七日
埼玉県知事 上田清司

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	サービスの種類
医療法人社団明芳会イムス三芳総合病院	名 称	医療法人社団明芳会三芳厚生病院	医療法人社団明芳会イムス三芳総合病院	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導
朝霞訪問看護ステーション	所在地	朝霞市溝沼六一二―四	朝霞市溝沼五一三―一五―一〇六号室	訪問看護 介護予防訪問看護
グループホームあかつき	所在地	大里郡寄居町西ノ入一七九九―一	大里郡寄居町鉢形三二七八―八	訪問介護 通所介護 認知症対応型共同生活介護 居宅介護支援
けあビジョン上尾	名 称	ビジュアルビジョン介護福祉センターすずらん	けあビジョン上尾	介護予防認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 訪問介護 福祉用具貸与 居宅介護支援 介護予防訪問介護
有限会社ティオーエム企画 福祉用具貸与事業部 グループホーム五感の里本庄早稲田	所在地	熊谷市玉井南二―六八 グループホーム五感の里	熊谷市玉井南二―五九 グループホーム五感の里本庄早稲田	福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売 福祉用具貸与 認知症対応型共同生活介護

けあビジョン上尾西	株式会社ビジュアルビジョン介護福祉センター上尾西	けあビジョン上尾西	訪問介護 居宅介護支援
けあビジョン加須	株式会社ビジュアルビジョン介護福祉センター加須	けあビジョン加須	介護予防訪問介護 訪問介護
ニチイケアセンター千代田	デイサービス・コムスン千代田	ニチイケアセンター千代田	介護予防訪問介護 通所介護
有限会社相模テクノグループホームあかつき	大里郡寄居町西ノ入一七九九―一	大里郡寄居町鉢形三二七八―八	介護予防通所介護 小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 訪問介護
けあビジョン深谷	株式会社ビジュアルビジョン介護福祉センター深谷	けあビジョン深谷	介護予防訪問介護

埼玉県告示第七百三十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関(同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたもの)とみなさ

れた介護老人福祉施設を含む。から、次のとおり休止の届出があった。

平成十九年十一月二十七日

埼玉県知事 上田清司

名 称	所 在 地	サービスの種類	休 止 年 月 日
ひまわりの里居宅介護支援事業所 社会福祉法人秩父福祉会 白砂恵慈園	深谷市瀬山六三二 秩父市桜木町八一九	居宅介護支援 通所介護 居宅介護支援 介護予防通所介護	平成十九年十一月一日 平成十九年 十月 一日

埼玉県告示第七百三十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関(同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなさ

れた介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり再開の届出があった。

平成十九年十一月二十七日

埼玉県知事 上田清司

名	称	所	在	地	サービスの種類	再開年月日
デイサービスセンター	遊・戸田	戸田市笹目一―一三―二四			通所介護 介護予防通所介護	平成十九年十一月一日

埼玉県告示第七百三十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第二項の規定による指定介護機関(同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなさ

れた介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり廃止の届出があった。
平成十九年十一月二十七日

埼玉県知事 上田清司

名	称	所	在	地	サービスの種類	廃止年月日
岩井内科医院		越谷市瓦曾根三―四―二二			居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成十九年 十月三十一日
菱沢菌科医院		久喜市本町五―六―二〇			居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成十九年十一月一日
白岡調剤薬局		南埼玉郡白岡町千駄野加美一―三―四〇―五			居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成十九年 九月三十日
カイセイ薬局吹上店		鴻巣市鎌塚四―一―三			居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成十九年 九月三十日
さつぎ薬局		鴻巣市鎌塚五二〇―三			居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成十九年 九月三十日
カスガ調剤薬局		朝霞市朝志ヶ丘二―一三―三二			居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成十九年 九月三十日
若葉薬局		入間市黒須一三七―八			居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成十九年 九月三十日
蓮田調剤薬局		蓮田市東六―三―五			居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成十九年 九月三十日
株式会社コムスン	戸田ケアセンター	戸田市上戸田一―一七―一九		葵ビル三〇―一号	訪問介護 居宅介護支援	平成十三年 二月一日

株式会社福祉の街 秩父営業所	秩父市阿保町二一七	福祉用具貸与 居宅介護支援 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	平成十九年 十月三十一日
株式会社コムスン 朝霞ケアセンター	朝霞市幸町三一八一一九第六サンビレッジ二〇一号	居宅介護支援	平成十九年 十月三十一日
株式会社コムスン 熊谷美土里ケアセンター	熊谷市美土里町二一堀口ビルA号二F	訪問介護 居宅介護支援	平成十九年 十月三十一日
株式会社コムスン 秩父ケアセンター	秩父市滝の上町四一八富士ビル一F	介護予防訪問介護 訪問介護 訪問入浴介護 居宅介護支援	平成十三年 四月 一日
株式会社コムスン 幸手ケアセンター	幸手市東二一八一六NOAビル一F	訪問介護 居宅介護支援	平成十九年 十月三十一日
株式会社コムスン 春日部ケアセンター	春日部市大枝八九 武里団地二一九一〇五	介護予防訪問介護 居宅介護支援	平成十九年 十月三十一日
株式会社コムスン 朝霞ケアセンター	朝霞市幸町三一八一一九第六サンビレッジ二〇一	訪問介護 介護予防訪問介護	平成十九年 十月三十一日
株式会社コムスン 越谷ケアセンター	越谷市袋山二二二一	訪問介護 居宅介護支援	平成十九年 十月三十一日
株式会社コムスン 川口芝下ケアセンター	川口市芝下一一〇一三芝下Mビル一〇三号	訪問介護 居宅介護支援	平成十三年 二月 一日
株式会社コムスン 久喜ケアセンター	久喜市東二一三三三関ビル一〇一	訪問介護 居宅介護支援	平成十九年 十月三十一日
株式会社コムスン 八潮ケアセンター	八潮市中央一一八一六 ティーウェーブコート一F	居宅介護支援 介護予防訪問介護	平成十三年 四月 一日
株式会社コムスン 春日部ケアセンター	春日部市大枝八九武里団地二街区九号棟一〇五号室	訪問介護 介護予防訪問介護	平成十九年 十月三十一日
株式会社コムスン 草加ケアセンター	草加市住吉一一三三三北ビル一F	訪問介護	平成十九年 十月三十一日

株式会社 コムスン 桶川ケアセンター	桶川市鴨川一―一九―八フューチャーKAZU 二F	介護予防訪問介護 訪問介護 居宅介護支援	平成十四年 四月 三十日
株式会社コムスン 鴻巣ケアセンター	鴻巣市東二―一―一八 相原ビル二F	訪問介護 居宅介護支援	平成十九年 十月三十一日
有限会社 ホームケア菜の花	新座市東三―七―二八	介護予防訪問介護	平成十九年 十月三十一日
株式会社ハンドベル・ケア 埼玉店	富士見市羽沢二―二―一八	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	平成十九年 九月 三十日
株式会社コムスン 越谷南ケアセンター	越谷市蒲生茜町一九―一井上ビル一〇五号	訪問介護 福祉用具貸与	平成十九年 十月三十一日
株式会社コムスン 川口中央ケアセンター	川口市中青木二―九―一八 マイキャッスル川口中青木公園一〇三号	介護予防訪問介護	平成十九年 十月三十一日
株式会社コムスン 杉戸中央ケアセンター	北葛飾郡杉戸町杉戸三―一―一パピルス杉戸ビル二〇一号	訪問介護 介護予防訪問介護 居宅介護支援	平成十九年 十月三十一日
株式会社コムスン 加須中央ケアセンター	加須市向川岸町二―四	介護予防訪問介護	平成十九年 十月三十一日
株式会社コムスン 上尾南ケアセンター	上尾市柏座二―六―二六 下里第二ビル 二―東号	訪問介護 訪問入浴介護	平成十九年 十月三十一日
株式会社コムスン 入間中央ケアセンター	入間市久保稲荷二―二―二二稲荷ビル二―B号	介護予防訪問介護 訪問介護 居宅介護支援	平成十九年 十月三十一日
介護センター わらび	蔵市北町一―九―二二一〇二	訪問介護 介護予防訪問介護	平成十九年 十月三十一日

グ リ ー ン 薬 局	株式会社コムスン 春日部駅前ケアセンター	春日部市中央五―一―二一ライフ二一 三階	居室療養管理指導 介護予防居室療養管理指導 訪問介護 訪問入浴介護 居室介護支援 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 訪問介護	平成十九年 九月 三十日
株式会社コムスン	松原団地ケアセンター	草加市栄町三―一―一九誠友第二ビル 二階A	居室療養管理指導 介護予防居室療養管理指導 訪問介護 訪問入浴介護 居室介護支援 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 訪問介護	平成十九年 十月三十一日
株式会社コムスン	熊谷駅前ケアセンター	熊谷市星川二―四五	居室療養管理指導 介護予防居室療養管理指導 訪問介護 訪問入浴介護 居室介護支援 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 訪問介護	平成十九年 十月三十一日
株式会社コムスン	新所沢ケアセンター	所沢市泉町一八五五―一四パールハイツ一〇二号室	居室療養管理指導 介護予防居室療養管理指導 訪問介護 訪問入浴介護 居室介護支援 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 訪問介護	平成十九年 十月三十一日
菜 の 花 デ イ サ ー ビ ス	ジャパンケアサービス ハッピー春日部ヘルパーステーション	新座市北野二―八―九 春日部市中央一―五八―四最高研ビル二階二〇一号室	居室療養管理指導 介護予防居室療養管理指導 訪問介護 訪問入浴介護 居室介護支援 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 訪問介護	平成十九年 十月三十一日
藤 薬 局		羽生市藤井上組八七四―三	居室療養管理指導 介護予防居室療養管理指導 訪問介護 訪問入浴介護 居室介護支援 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 訪問介護	平成十九年 九月 三十日
ま ご の 手		本庄市東台三―三―四 西	居室療養管理指導 介護予防居室療養管理指導 訪問介護 訪問入浴介護 居室介護支援 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 訪問介護	平成十九年 八月三十一日
株式会社コムスン	朝霞北ケアセンター	新座市東北二―二四―三七浜田貸店舗一階	居室療養管理指導 介護予防居室療養管理指導 訪問介護 訪問入浴介護 居室介護支援 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 訪問介護	平成十九年 十月三十一日
株式会社コムスン	東所沢ケアセンター	所沢市東所沢和田二―一〇―一八リパティ中村 一F	居室療養管理指導 介護予防居室療養管理指導 訪問介護 訪問入浴介護 居室介護支援 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 訪問介護	平成十九年 十月三十一日
株式会社コムスン	やしおケアセンター	八潮市中央三―二〇―六シャトーレ・ヒノモト一〇一号	居室療養管理指導 介護予防居室療養管理指導 訪問介護 訪問入浴介護 居室介護支援 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 訪問介護	平成十九年 十月三十一日
株式会社コムスン	所沢福祉用具センター	所沢市東所沢和田二―一〇―一八リパティ中村 一F	居室療養管理指導 介護予防居室療養管理指導 訪問介護 訪問入浴介護 居室介護支援 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 訪問介護	平成十八年十二月 一日
フ ラ ワ ー ー 歯 科 医 院		鴻巣市本町五―一―五	居室療養管理指導 介護予防居室療養管理指導 訪問介護 訪問入浴介護 居室介護支援 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 訪問介護	平成十九年 九月 三十日

株式会社コムスン	川口柳崎訪問入浴センター	川口市柳崎三―一〇―二五小森貸店舗一F	介護予防居宅療養管理指導	平成十九年	十月三十一日
株式会社コムスン	上尾訪問入浴センター	上尾市原新町六―四六EXA北上尾一〇一号	訪問入浴介護	平成十九年	十月三十一日
さくらの草薬局	戸田市新曾九八三		介護予防訪問入浴介護	平成十九年	十月三十一日
株式会社コムスン	そうかサポートセンター	草加市谷塚町一三六三―一リレント谷塚一―C号	居宅療養管理指導	平成十九年	九月三十日
株式会社コムスン	訪問看護ステーション春日部	春日部市大枝八九 武里団地第二街区九号棟一〇五	介護予防居宅療養管理指導	平成十九年	十月三十一日
株式会社コムスン	訪問看護ステーション草加	草加市住吉一―一―一三八	訪問介護	平成十九年	十月三十一日
株式会社コムスンあさかサポートセンター		朝霞市本町二―二六―三二板橋貸店舗一F	介護予防訪問看護	平成十九年	十月三十一日
デイサービス・コムスン杉戸		北葛飾郡杉戸町下野九一四―六丸林貸店舗一F	訪問介護	平成十九年	十月三十一日
デイサービス・コムスン越谷		越谷市北越谷四―二三―八ルミエール北越谷二階	介護予防訪問介護	平成十九年	十月三十一日
デイサービス・コムスンあさか		朝霞市根岸台三―六―一二	通所介護	平成十九年	十月三十一日
株式会社コムスン川口中央ケアセンター		川口市中青木二―九―三二	介護予防通所介護	平成十九年	十月三十一日
株式会社コムシングループホームほほえみ		川口市戸塚東二―一―二六	夜間対応型訪問介護	平成十九年	十月三十一日
株式会社コムスン 訪問看護ステーションあさか		朝霞市根岸台三―六―一二	認知症対応型共同生活介護	平成十九年	十月三十一日
株式会社コムスン 草加ケアプランセンター		草加市住吉一―一―三八	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成十九年	五月三十一日
コムスンのやわらぎ草加住吉		草加市住吉一―一―三八	訪問看護	平成十九年	五月三十一日
コムスンのやわらぎ戸塚安行		川口市戸塚五―八―三	介護予防訪問看護	平成十九年	十月三十一日
フラワー薬局 久喜店		久喜市中央三―六―三	居宅介護支援	平成十九年	十月三十一日
			小規模多機能型居宅介護	平成十九年	十月三十一日
			小規模多機能型居宅介護	平成十九年	十月三十一日
			居宅療養管理指導	平成十九年	八月三十一日

み	さ	き	薬	局	所沢市三ヶ島四―二二〇四―一	介護予防居宅療養管理指導 居宅療養管理指導	平成十九年 八月三十一日
株式会社コムスン	新所沢ケアセンター	川口リボンシテイ歯科・矯正歯科			所沢市泉町一八五五―一四パールハイター〇二号 川口市並木元町一―六五(リボンシテイコミュニティ一階)	介護予防居宅療養管理指導 居宅介護支援 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成十九年 十月三十一日 平成十九年 十月 一日

埼玉県告示第七百三十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十一月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)イオン越谷レイクタウンショッピングセンター

越谷市越谷レイクタウン特定土地区画整理事業地内四百五十九街区外

ロ 同法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

交通渋滞による影響によって、周辺地域の生活道路への安全が懸念される。

交通安全対策を充分に図ること。

小中学校の通学路もあり、駐車場入り口の誘導員はもとより、登下校時の安全対策が確保できるようにすること。

一定規模以上の駐車場は騒音、振動の規制対象となり、基準を遵守し、住民の苦情等については誠意を持った対応をすること。

景観を守り、ヒートアイランド化を防止するために、周辺の緑化に十分配慮すること。

既存商店街との連携、協調を図り、共存できるようにすること。

就労対策について、地元雇用を重視し、促進すること。

青少年の健全育成に十分な配慮をすること。

二 縦覧期間

三 縦覧場所

平成十九年十一月二十七日から平成十九年十二月二十七日まで

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部産業労働センター

埼玉県告示第七百三十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により

県営土地改良事業赤平川地区のうち三島地区(中山間地域総合整備事業)事業計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

一 縦覧期間

平成十九年十一月二十八日から平成十九年十二月二十六日まで

二 縦覧場所

小鹿野町役場

平成十九年十一月二十七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第七百三十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二十条第一項の規定に基づき、兼用工作物の管理の方法について、公園管理者埼玉県川越県土整備事務所長と協議して次のとおり定めたので告示する。

平成十九年十一月二十七日

埼玉県知事 上田清司

路線名	位置	種類	他の工 作物の 名称	管 理 者	区 分	
県道さ いたま ふじみ 野所沢 線	所沢市若 松町八百 二十八番 二地先か ら同市こ ぶし町八 百二十六 番二地先 まで	道路	所沢航 空記念 公園	区域内に延びた公園樹 木の枝の管理(以下「樹 木の管理」という)、 兼用工作物の改築及び 災害後の復旧工事(公 共土木施設災害復旧事 業費国庫負担法(昭和 二十六年法律第九十七 号。以下「法」という) の適用を受けるものを 除く。)	公園管理者 道路管理者	樹木の管理以外の兼用 工作物の維持管理、兼 用工作物の改築、災害 後の復旧工事(法の適 用を受けるものを含 む。)及び区域内を対 象とする許認可、行政 処分等の権限

埼玉県川越県土整備事務所長告示第六十六号

都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第五条の二第二項の規定に基づき、都市公園と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、次のとおり公示する。

その関係図面は、埼玉県都市整備部公園課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月二十七日

埼玉県川越県土整備事務所長 堀 本 一 夫

一 都市公園の名称、公園施設の種類の種類、公園施設の位置及び他の工作物の名称

都市公園の 名称	公園施設 の種類	公園施設 の位置	他の工作物 の名称
所沢航空 記念公園	園	所沢市並木一丁目十三番 路	県道さいたま ふじみ野所沢線

二 管理を行う者

道路管理者 埼玉県知事 上田清司

三 管理の内容

園路に係る改築、維持管理、災害復旧及び許認可等の権限の行使に関する事務

埼玉県行田県土整備事務所長告示第七十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十一月二十七日

埼玉県行田県土整備事務所長

並 木 孝 之

一 許可番号

平成十九年十一月十九日

指令行整第一八〇〇六九一号

二 検査済証番号

平成十九年十一月十九日第二十六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡騎西町大字外田ヶ谷字本村

一〇三—三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上尾市緑丘三—七—三三 グリーン

ヒル一〇一

田口 直樹

平成十九年十一月二十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

榎 本 恵 樹

一 許可番号

平成十九年九月二十六日

指令杉整第一九〇—二四〇号

二 検査済証番号

平成十九年十一月十九日

杉整第一一八九—一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷲宮町大字西大輪字上古川

二〇一—二二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市桜区下大久保一一二七番

地一

株式会社 グランデ

代表取締役 関根 久史

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第八十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十一月二十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

榎 本 恵 樹

一 許可番号

平成十九年十一月八日

指令杉整第一八〇二〇六一号

二 検査済証番号

平成十九年十一月二十日

杉整第一二〇〇一—一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡栗橋町東四丁目一七〇四—

一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

幸手市大字千塚四八三—六

有限会社 野川商事 代表取締役

野川武久



埼玉県病院事業告示第三十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十一月二十七日

埼玉県病院事業管理者

伊能 睿

1 購入等件名及び数量

がんセンサー フラットパネル搭載

デジタルマンモグラフィ装置一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県立がんセンター 事務局業務

部 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番

地

3 契約者を決定した日

平成19年11月5日

4 契約者の氏名及び住所

株式会社栗原医療器械店さいたま支店

埼玉県さいたま市見沼区東大宮6

—3—3

5 契約金額

39,375,000円

6 契約の相手方を決定した手続

地方自治法施行令第百六十七条の二

第六項に基づく随意契約

7 入札の公告又は公示を行った日

平成19年9月21日

発行日	毎週 火曜日・金曜日	購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)	発行者	埼玉 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一 〇四八—八二四—二二—一(代表)	県	埼玉県 埼玉県ホームページアドレス http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm	印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三—一—一〇 〇四八—八六—二二九〇—一(代表)
-----	---------------	------	------------------------	-----	---	---	--	-----	--